慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	英国における世界的資産開示命令について
Sub Title	Worldwide Disclosure Order in England and Wales
Author	三木, 浩一(Miki, Koichi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1992
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.65, No.9 (1992. 9) ,p.1- 26
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19920928-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

英国における世界的資産開示命令について

三木浩一

一　はじめに
二　世界的資産開示命令の問題点
三　判例の展開
1　マリーバ・インジャンクションの補助手段としての海外資産開示命令の誕生
2　問題意識の萌芽
3　本執行における独立的海外資産開示命令
(1)　Interpool Ltd. v. Galani
(2)　Maclaine Watson & Co. Ltd. v. International Tin Council (No. 2)
(3)　評価
4　保全段階における世界的資産開示命令の誕生と債務者の保護
(1)　Babanaft International Company S. A. v. Bassatne and another
(2)　Republic of Haiti and others v. Duvalier and others
(3)　Derby & Co. Ltd. and others v. Weldon and others
四　簡単な展望

一　はじめに

本稿は、英国[1]における世界的資産開示命令(Worldwide Disclosure Order)の誕生と展開を英国控訴院(Court of Appeal)の判例を中心として概観し、若干の検討を加えるものである。

筆者は、別稿において、ワールドワイド・マリーバ・インジャンクション(Worldwide Mareva Injunction)と呼ばれる英国の保全制度を紹介した[2]。これは、一定の条件の下に、債務者が世界中に有する資産を一斉に凍結する機能を営む、きわめて強力な渉外的民事保全制度である。しかし、ワールドワイド・マリーバ・インジャンクションは、それ単独では必ずしも十分な威力を発揮できない。債権者にとって、債務者が海外に有する資産を正確に捕捉することは、国内資産の捕捉とは比較にならない困難が伴うからである。そのため、英国裁判所は、ワールドワイド・マリーバ・インジャンクションの威力を補完させるために、その付随命令として世界的資産開示命令と呼ばれる制度を発展させてきた[3]。筆者は、我が国においても、近い将来ワールドワイド・マリーバ・インジャンクションのような渉外的民事保全制度の導入が検討されるべきであると考えている。その際、いわば車の両輪として、世界的資産開示命令についても検討する必要があるものと思われる。

また、保全段階における資産開示命令とは別に、我が国ではかねて本執行における資産開示命令の導入の是非が論じられてきた。我が国では、保全段階であると本執行段階であるとを問わず、従来から執行における資産開示制度は存在しない[4]。これに対し、我が国の民事訴訟制度の母法国であるドイツでは、民事訴訟法（ＺＰＯ）八〇七条、八八三条三項および八九九条において、「執行における財産開示制度としての宣誓にかわる保証」の規定がある。このような現状に鑑み、かねて石川明教授などによって、ドイツと同様の資産開示制度を導入すべきであるとの主張が行われてきた[5]。残念ながら、一九八〇年から施行された民事執行法では資産開示制度の採用は見送られた。しかし、資産の

所有形態がますます複雑化し、債権者にとって不誠実な債務者の資産を探知することが一層困難になっていることを考えれば、効果的で適切な資産開示制度の必要性はいささかも減じていないであろう。特に、現在では、債務者が資産の一部を海外に有する例が増えている。従って、資産開示命令の検討に際して、海外資産の開示についても考慮する必要がある。ところが、海外資産の開示の場合は、国内資産の開示とは異なった固有の問題が生じることがある。これは、主として内国司法手続と外国司法手続との競合に起因するもので、保全段階であると本執行段階であるとを問わない。こうしたことから、本執行における資産開示制度の導入の問題を検討するにあたっても、英国の世界的資産開示命令における議論は、有益な視座を提供してくれるであろう。

二　世界的資産開示命令の問題点

英国の控訴院は、一九七五年に、判例法によって法域内の資産に対する民事保全手段であるマリーバ・インジャンクションを創造したが、一九八八年には、これを世界規模で民事保全の機能を営むワールドワイド・マリーバ・インジャンクションに進化させた。[6] これは、国際民事保全の歴史におけるひとつのエポックに数えることができる。我が国を含め、英国以外の国における民事保全手段は、債務者の資産を何らかの意味で対物的に差押さえるものである。そのため、債務者の資産が外国に存在する場合には、物理的権力作用である保全執行権の領域的限界により、これを保全の対象資産とすることができない。これに対し、ワールドワイド・マリーバ・インジャンクションは、保全命令に違反した者に対して裁判所侮辱の制裁を課すという対人的な効果のみを有する。これにより、被申立人本人または資産を保管する第三者が英国内に在住し、または営業所を有するなど英国の対人管轄権に服する場合には、英国裁判所は他国の対物管轄権を侵犯することなく間接強制によって保全執行を行うことができる。今日のような国際化の時

代にあって、ワールドワイド・マリーバ・インジャンクションの潜在的な威力は計り知れない。そのため、法制度を異にする大陸法国においても、ワールドワイド・マリーバ・インジャンクションの長所を何らかの形で導入できないかという模索が早くも始まりつつある。(7)

ところで、マリーバ・インジャンクションは、もともと対物的効果を意図していないため、申立てあるいは発令の段階で必ずしも凍結を目的とする資産を具体的に特定することを要しない。現実にも、個々の資産を特定せずにマリーバ・インジャンクションが命令されることは決して少なくない。(8) しかし、個々の資産が最終的に特定されないままであると、債務者または第三者の保全命令違反をチェックできず、その実効性を確保することが困難である。そこで、一九八〇年代になって、マリーバ・インジャンクションの発令と同時に、マリーバ・インジャンクションの補助的な命令（ancillary order）としてインジャンクションの一種である資産開示命令が認められる例が実務において発達してきた。そして、こうした資産開示命令のなかに、法域内の資産の開示を求めると同時に法域外の資産の開示を求めるものが出てきた。(9) また、マリーバ・インジャンクションの被申立人は、資産の凍結により通常の生活費の支出に支障をきたす場合、この支出の限度で凍結を解除するようマリーバ・インジャンクションの変更を申し立てることができる。その際、被申立人は、国内資産のみならず海外資産を含む全ての資産を開示して、変更申立ての正当性を証明しなければならないという実務が徐々に確立してきた。(10)

しかし、こうした初期の頃においては、海外資産開示命令は国内資産に対する開示命令とは異なる固有の法的問題を有するという点について、ほとんど自覚的な議論はなされなかった。また、保全命令であるマリーバ・インジャンクションの補助手段である海外資産開示命令と本執行の補助のための海外資産開示命令との差異も、十分に理解されていなかった。このような問題について本格的な検討がなされるようになったのは、マリーバ・インジャンクションによる海外資産の凍結が議論され始めた八〇年代の後半以降である。

一九八八年に判例法によって確立されたワールドワイド・マリーバ・インジャンクションの場合、債務者の海外資産を的確に把握することは不可欠の要請である。従って、ワールドワイド・マリーバ・インジャンクションの申立てがなされる場合には、これといわば形影相伴うものとして、同時に、付随的命令としての海外資産開示命令の申立てがなされるのが通常である。ところが、このような本案判決前の保全段階における海外資産開示命令は、申立人に国内資産の開示命令の場合には得られない過大な利益を与える危険をはらんでいる。さらに、時として、本体であるワールドワイド・マリーバ・インジャンクションをはるかに凌ぐ威力を有する武器となりうることがわかってきた。

海外資産開示命令により外国における被申立人の資産が明らかになった場合、申立人は必ずしもワールドワイド・マリーバ・インジャンクションのみに頼る必要はない。むしろ、その情報をさまざまに利用して、多様な戦略を組み立てることが可能になる。たとえば、時間と費用のかかる司法上の手続を回避して、当該資産を任意に担保にとることも場合によっては可能である。また、資産の所在が管轄権を基礎づけるような制度(jurisdiction in rem)がとられている場合には、申立人は開示で得られた情報を基にして当該外国で被申立人に対する訴訟を提起することも可能になる。さらに、申立人は、被申立人が英国における応訴の準備に忙しい時期に、多数の国において同時に保全処分を申し立てることも可能である。あるいは、英国の手続により保全命令を得て資産所在国の承認と執行を求め、同時に資産の所在国において当該外国の保全手続によりそれらの資産を凍結することも可能である。申立人は、海外資産の開示命令により得た情報を基にして、こうした各種の手段を自由に選択することができるのである。(11)

しかし、本来、英国における保全手続の補助手段にすぎない資産開示命令により、申立人が海外でこのような有利な地位を得ることを容認してよいのか。債務の存在が本案訴訟において確定していない保全段階で、被申立人にこれほど多くの負担を負わせることが適正な手続といえるのか。被申立人が必要以上の負担を被らないような措置を検討する必要があるのではないか。海外資産開示命令を取り扱う判例は、こうした問題に否応なく直面することとなった。

三　判例の展開

1　マリーバ・インジャンクションの補助手段としての海外資産開示命令の誕生

マリーバ・インジャンクション（法域内資産に対する）の付随命令として、被申立人の海外資産の開示を求める命令が判例において初めて認められたのは、C.B.S. United Kingdom Ltd. v. Lambert and another 事件判決[12]である。これは、夫婦である被申立人らが申立人らの有するミュージカル録音の著作権を侵害して海賊版のレコードとカセットを製造および販売した疑いが濃厚であるという事件であった。右の点について、少なくとも夫の方については明白な証拠が存在した。この夫は、自ら失業中で社会保障を受給していると称していたが、申立人の弁護士の調べによると、右の海賊行為で得た資産を何台もの高価な自動車の購入に充てているようであった（自動車は可動性を有するために隠匿が容易である）。そこで、申立人らは被申立人らの資産を保全するために、裁判所に各種の申立てを行った。一審を担当した Goulding 裁判官はアントン・ピラー・オーダー（Anton Piller Order）のみを認め、マリーバ・インジャンクション、資産開示命令、資産引渡命令についてはこれを認めなかった。そこで、申立人は控訴院に上訴した。控訴院は申立人らの主張を全面的に容れ、被申立人らに資産の自由な処分を禁ずるマリーバ・インジャンクション、被申立人らの購入した自動車を暫定的に申立代理人の占有下におく旨の資産引渡命令、被申立人らの財産について法域内であると法域外であるとを問わずその所在場所・種類・価値などの情報を明らかにすることを求める資産開示命令をそれぞれ認めた。しかし、この時点における控訴院は、資産開示命令の対象が海外資産にまで及ぶ場合に被申立人に対して過大な抑圧的効果が加えられるのではないかという問題を全く自覚していない。この事件で控訴院が主として問題としたのは、むしろ資産引渡命令の適法性および妥当性であった。

次いで、判例において海外資産の開示命令が問題になったのは、PCW（Underwriting Agencies）Ltd. v. Dixon[13]で

ある。これは、ロイズ保険引受シンジケートの事務代理をつとめる会社が申立人となり、当該会社の取締役であり大株主である被申立人がシンジケートの再保険者と結託して不正の利益を得たとして、損害賠償債権を被保全債権としてマリーバ・インジャンクションおよび資産開示命令の申立てを行なった事件である。申立人は、法域内のみならず法域外に存在する被申立人の資産についても、宣誓供述書によってあらゆる詳細な事実を開示するよう求めた。しかし、高等法院の女王座部において主として議論されたのは、被申立人の生活費、未払債務、弁護士費用などの支払いに充てるためにマリーバ・インジャンクションによる被申立人の資産の凍結を一部解除することが妥当かどうかという点であった。裁判所は、海外資産の開示命令により惹起される可能性のある種々の問題については全く言及していない。それのみか、本件の資産開示命令はマリーバ・インジャンクションを補助するための通常の資産開示命令の申立てであるとすら述べており、この判例でも海外資産開示命令が持つ過度の抑圧的効果という問題の存在自体が自覚されていないことは明らかである。

このように、マリーバ・インジャンクションの補助手段としての海外資産に対する開示命令は、自覚的な問題意識もないままに、いわばなし崩し的に認められていったといえる。その背景について、Dillon 裁判官は、この後に取り上げる Ashtiani and another v. Kashi 事件判決の中で次のように述べている。「そもそもマリーバ・インジャンクションの申立ては、ほとんど例外なく一方当事者のみによる申立て (ex parte) でなされることを想起する必要がある。このため、命令書の様式 (form) は申立人の弁護士が準備した草稿の様式をそのままなぞったものになりがちである。従って、命令書の様式は、徐々に厳しいものとなり、申立人にとってますます有利に、被申立人にとってますます過酷になっていくことは、驚くには値しない。」[14] この分析が指摘するように、マリーバ・インジャンクションおよびその付随命令は原則的に被申立人の言い分を聞かずに発令されるので、放置しておくと徐々に被申立人に不利になっていく傾向がある。そのため、裁判所の側で、被申立人の保護を考える必要がある。

2　問題意識の萌芽

海外資産開示命令から被申立人をいかに保護するかという問題が初めて本格的に論じられたのは、一九八六年六月二五日に判決のあった Ashtiani and another v. Kashi[15] 事件（以下、「Ashtiani 事件」という）である。Ashtiani 事件判決は、ワールドワイド・マリーバ・インジャンクションを否定する判断を示したことでも有名である。[16]

この事件の申立人である Ashtiani らはイランに住所を有するイラン人であり、被申立人である Kashi は英国に住所を有するイラン人である。Ashtiani らは、Kashi がアメリカにおける訴訟に勝訴して得た金銭の分け前を請求する訴訟を、英国において提起した。そして、この訴訟の将来の執行を保全するため、一二五万USドルに相当する範囲内で Kashi の法域内の全ての資産の処分を禁ずるマリーバ・インジャンクション、および法域内及び法域外の全ての資産に関し、その種類や所在場所などの情報の開示を命じるインジャンクションを申し立てた。第一審の審理を担当した Hirst 裁判官はこれらの申立てを認容した。そこで、Kashi は資産開示命令に従って、ロンドン市内に一五万ポンド相当の不動産賃借権を有すること、および、ガーンジー（Guernsey）、ベルギー、ルクセンブルグに銀行口座を有することを開示した。Ashtiani らは、これによって得た情報に基づき、それらの諸外国の手続きによって、Kashi が開示した銀行口座を凍結する命令を獲得した。この Hirst 裁判官の判決に対し、Kashi は Ashtiani らに対する事前の連絡なしに不動産賃借権を勝手に処分することはしないという誓約を申し出て、これと引き換えにマリーバ・インジャンクションの取消しを申し立てた。高等法院女王座部の Sir Neil Lawson 裁判官は、Kashi の主張を容れて Hirst 裁判官の判決を全て取り消したので、Ashtiani らは控訴院に上訴した。

控訴院（Dillon, Neill and Nicholls 各裁判官）において、Ashtiani らは、外国における保全手続を補助するために原判決は復活されるべきであると主張した。これに対して、Kashi は、そもそも海外資産の開示自体が認められるべきではなかったし、裁判所の許可または被申立人の同意なしに自分が開示した情報が他の法域で司法手続を開始するた

めに使用されたことは手続の濫用であると主張した。

控訴院の審理を担当した Dillon 裁判官は、海外の資産開示命令が有する問題点を詳細に検討し、以下のような見解を述べた。

もともと、保全手段であるマリーバ・インジャンクションは、本案判決に先立って申立人に請求債権のための担保を設定する機能を営むものではない。しかし、外国の中には、申立人に担保権者的な地位を与える保全命令を有する国も存在する。仮に、海外資産について開示命令が下されたとすると、申立人はその情報を利用して外国においてそのような保全命令を得る可能性がある。本件では、まさに、申立人はベルギーにおいて被申立人の資産の差押命令を獲得した。ベルギー法の下では、差押えの対象となる資産が明確に特定されていない限り、裁判所は差押命令を出すことができない。従って、たとえば銀行口座についていえば、支店名と口座の種類などの詳細が必要である。本件では、被申立人が Hirst 裁判官の海外資産開示命令に従ってベルギーの銀行口座に関する情報を開示したために、申立人はベルギー裁判所の差押命令を得ることができたのである。このように、海外資産の開示命令は、マリーバ・インジャンクションが英国の資産に関して有する以上の効力を、申立人に対して与えることになる。従って、海外資産の開示命令は、国内資産に関するマリーバ・インジャンクションの付随命令としての範囲を逸脱している。それゆえ、本件では、海外資産に関する開示命令は認められるべきではなかった。[17]

また、Dillon 裁判官は、以下のような傍論も述べている。「仮に、将来において、海外資産の開示を命じることが妥当であるような特段の事情が存在する事件が現れた場合には、被申立人の同意または裁判所の許可なくしては、開示によって得られた情報を利用することは一切しない旨の誓約(undertaking)を申立人に要求するべきである。」[18] この傍論部分は、以下に見るようにその後の判例の発展に強い影響を与えた。

Neill 裁判官は、基本的に Dillon 裁判官の意見に賛成した上で、次のような補足意見を述べている。この事件の本

案訴訟は、所有権または物権的追求権が訴訟物ではなく、契約に基づく金銭支払債務の不履行が訴訟物である。従って、本件における資産開示命令を物権的請求権として構成することはできない。本件の資産開示命令は、マリーバ・インジャンクションの機能を補助するための付随的命令と解するほかはない。すなわち、本件において資産開示命令が認められるとしても、それはマリーバ・インジャンクションを効果的にするためであり、マリーバ・インジャンクションによって保全される資産を確認する目的に限られる。そうすると、資産開示命令の及ぶ範囲も、マリーバ・インジャンクションの及ぶ範囲に限られると解するべきである。もちろん、事件によっては、本件よりも広い範囲で資産開示命令が認められる場合もありうるであろう。しかし、少なくともマリーバ・インジャンクションの対象が法域内の資産に限定されている以上、資産開示命令の対象は法域内の資産に限定されるべきである。

この Ashtiani 事件判決のなされた一九八六年の時点では、マリーバ・インジャンクションの対象は国内資産に限定されると解されており、海外資産の凍結を目的とするワールドワイド・マリーバ・インジャンクションは未だ認められていなかった。資産開示命令がマリーバ・インジャンクションの実効性を高めるための補助手段であることを考えれば、ワールドワイド・マリーバ・インジャンクションが否定された以上、海外資産の開示命令が否定されるのはいわば論理的帰結であろう。

Ashtiani 事件判決は、Allied Arab Bank Ltd. v. Hajjar and others[19] において基本的に支持された。この事件を担当した Leggatt 裁判官は、資産開示命令は、通常の場合、国内資産に対するマリーバ・インジャンクションの補助命令に限定されるべきであることをあらためて強調した。結局、民事保全処分の一環としての海外資産開示命令に関する本格的な議論は、一九八八年のワールドワイド・マリーバ・インジャンクションおよびその補助手段である世界的資産開示命令の誕生を待つことになる。

3　本執行における独立的海外資産開示命令

海外資産開示命令を否定した Ashiani 事件は、保全手段であるマリーバ・インジャンクションの付随命令として、海外資産開示命令が申立てられた事件であった。これに対して、その後、本案判決後に海外資産の開示命令が申立てられる事件が相次いだ。この場合の海外資産開示命令は、本執行のための独立的海外資産開示命令であった。控訴院は、この場合には海外資産に関する開示命令を容易に認めた。

(1)　Interpool Ltd. v. Galani

まず、一九八七年六月二三日、Interpool Ltd. v. Galani[20] 事件判決において、控訴院は本執行のための独立命令として海外資産の開示を命じる原判決を支持する判決を下した。この事件は、次のような事件である。

一九八五年、Interpool Ltd. は当時フランスに在住していた Galani に対し、パリの高等裁判所において、八〇〇万USドル余の支払いを命じる勝訴判決を得た。翌八六年、Galani が英国に居を移したのに伴い、Interpool Ltd. は、一九三三年外国判決（相互執行）法（Foreign Judgments (Reciprocal Enforcement) Act 1933）二条一項に基づき、右のフランスにおける判決を英国高等法院の女王座部（Queen's Bench Division）に登録した。同年七月、高等法院は、最高法院規則四八条一項一号に基づいて、被申立人に対する資産開示のための口頭尋問（oral examination）を認める決定を行った。同年一〇月、口頭尋問が始まった。Galani は法域内に存在する資産については尋問に応じたが、法域外の資産については質問に答えることを拒否した。そこで、女王座部の Lawson 裁判官により、Galani の主張の適否についての審理が行われた。その結果、判決債務者は、最高法院規則四八条一項一号に従って、自らが法域外に有する資産についてあらゆる質問に答え、その所有する全ての帳簿および文書を提出する義務を負う旨の判決がなされた。[21]

これに対して、Galani が控訴院に上訴した。Galani の代理人は、裁判所は領域外の管轄権を有しないことなどを理由として、口頭尋問の範囲は法域内の資産に限定されるべきであると主張した。しかし、控訴院は、最高法院規則

四八条が債務あるいは判決債務者の資産の所在地について明文上なんら限定を加えていないことや、国家間で外国判決の相互執行を認める傾向が進んでいることなどを指摘して、この上訴を棄却した。

これにより、次のような判例が成立した。判決債務の執行に関する裁判所の権原は管轄区域内で発生した債務には限定されないし、最高法院規則四八条の適用範囲も法域内の資産や法域内で発生した債務には限定されない。従って、判決債務者は、最高法院規則四八条に基づく口頭尋問において、自らが法域外において有する資産の発見を目的とする質問に対し、法域内の資産に対する質問と同様にこれに答える義務がある。

(2) Maclaine Watson & Co. Ltd. v. International Tin Council (No. 2)

次いで、一九八八年四月二七日、Maclaine Watson & Co. Ltd. v. International Tin Council (No. 2)[22] において、Kerr 裁判官は、本執行における独立的な資産開示命令に関してかなり詳細な考察を加えた。

この事件の概要は以下のとおりである。Maclaine Watson & Co. Ltd.（以下、「MW」という）は、ロンドン金属取引所（London Metal Exchange）の電話取引会員であったが、一九八五年に International Tin Council（以下、「ITC」という）と錫の売買契約を締結した。ところが、ITCは同年一〇月に倒産し、この契約上の債務を履行しなかった。そこで、MWは、ロンドン金属取引所約款の仲裁条項に従って仲裁を申し立て、一九八六年一一月に申立てを認容する仲裁裁定を得た。しかし、ITCはこの仲裁裁定を任意履行をしなかった。そこでさらに、MWは一九五〇年仲裁法（Arbitration Act 1950）二六条に基づいて執行判決を申し立て、同月二五日、利息を含め六〇〇万ポンド余の支払いを命じる執行判決を得た。

問題は、ITCの所有する資産に関し、MWはその種類、評価額、所在場所のいずれについても何ひとつ情報を得られないことであった。ロンドンの電話帳によれば、ITCがロンドン市内に不動産を有していることが明らかであるが、これは執行不能財産であった。また、MWはITCに対してその他の資産の情報を要求したが、全て拒絶され

た。しかし、ＩＴＣが全く資産を有していないとは考えられなかった。そこで、ＭＷはＩＴＣの資産に関する情報を得るために、二つの選択的な申立てを行った。ひとつは、最高法院規則（Rule of Supreme Court）四八条一項の手続に従ってＩＴＣに対する尋問の許可を求める申立てであり、もうひとつは、ＩＴＣが有する全ての資産の種類、評価額、所在場所について、完全な詳細事実の開示をＩＴＣに対して命ずる作為的インジャンクション（mandatory injunction）の申立てであった。後者の資産開示命令の申立ては、第一次的には連合王国内の資産を対象とし、第二次的には海外資産をも同様に対象とするものであった。この作為的インジャンクションの申立ての法的根拠として、ＭＷは、マリーバ・インジャンクションの実定法上の根拠規定と同じ一九八一年最高法院法（Supreme Court Act 1981）三七条一項および裁判所が生得的に有する固有権原であるという主張を行った。

第一審の審理を行ったMillett裁判官は、最高法院規則四八条は法人格を有しない団体に対しては適用できないところ、ＩＴＣは明らかに法人格なき団体であるとして尋問許可の申立てを棄却した。しかし、一九八一年最高法院法三七条一項に基づく資産開示命令の申立ての方についてはこれを認め、一九八七年七月九日、次のような内容の命令を下した。「ＩＴＣは、ＭＷに対し、連合王国内に有する全ての資産について、その種類、評価額、所在場所の完全な詳細を開示しなければならない。この開示は、適切な吏員を通じてＩＴＣにより作成された宣誓供述書により証明されなければならない……。」[23] さらに、一九八七年一二月一八日、Millett裁判官は、連合王国の外に存在するＩＴＣのあらゆる資産に関し、同様の内容を持つ資産開示命令を下した。この二つの資産開示命令に対してＩＴＣが上訴した。

この上訴に対して、控訴院のKerr裁判官は過去の判例を詳細に検討して次のような見解を示した。

① ＩＴＣは、マリーバ・インジャンクションと関係しない本件では、裁判所には資産開示命令を命ずる権原はないと主張する。しかし、裁判所は一般的に自らが命じた他の命令の有効性を確実にするために、資産開示命令などの命令を下すことができる。こうした権原は、一九八一年最高法院法三七条一項に基づく裁判所の固有の権原であり、

A J Bechor & Co. Ltd. v. Bilton[24] をはじめとする一連の判例によって認められているものである。本件では、この権原を行使すべき事情が存在する。なぜなら、本件では、財産保全管理人（receiver）の選任または最高法院規則四八条に基づく尋問の許可命令といった代替的な手段が認められないので、MWがITCに対する判決を有効に執行するためには資産開示命令が必要であるからである。

② Millett 裁判官は、ITCが法域外に有する資産についても開示命令を認めたが、これは裁判所の権原として当然認められる。この点に関する先例として、特に Interpool Ltd. v. Galani[25] をあげることができる。

Kerr 裁判官が資産開示命令の制定法上の根拠としてあげた一九八一年最高法院法三七条一項は、マリーバ・インジャンクションの制定法上の根拠規定でもある。同条同項は、「最高法院は、そうすることが正当または便宜（it to be just and convenient）であると自らが判断した全ての事案について、（中間的命令または終局的命令により）インジャンクションを許与し、または、財産保全管理人を任命することができる」と規定している。[26] この文言からわかるように裁判所のインジャンクションに関する裁量権はきわめて大きく、本執行のための資産開示命令が、同条同項にいう「正当または便宜（just and convenient）」に該当すると解することについて特に異論はないであろう。[27]

（3） 評価

このように、控訴院は、いずれも本執行段階の事件である Interpool Ltd. v. Galani 事件判決と Maclaine watson & Co. Ltd. v. International Tin Council (No. 2) 事件判決において、海外資産の開示命令が認められる旨を判示した。

控訴院は、Ashtiani 事件とこれらの事件とで異なった判断をした理由を、必ずしも明確には述べていない。しかし、前者は本案判決前の段階で保全手段であるマリーバ・インジャンクションの付随命令として海外資産の開示が求められたのに対し、後者は本案判決後の執行のために海外資産の開示が申立てられており、この点が結論を分けたことは間違いがないであろう。

こうした判断は、基本的には妥当であると思われる。なぜなら、本案判決により債務が確定した場合、観念的には国内・国外を問わず債務者の全ての財産が判決債務の引き当てとなる。英国裁判所の判決の強制執行に際し、海外資産に対する執行が可能である場合には、当該資産に関する情報の開示が認められないとする理由は見い出しがたい。特に、ブリュッセル条約などによって外国判決の相互執行を広く認めていく傾向にある今日では、なおさらのことである。従って、この場合に、債務者に海外資産の種類や所在場所の開示を求めることは妥当であろう。

これに対し、保全段階では、未だ債務者の債務は確定していない。ところが、資産開示命令は、これに従って債務者が資産に関する情報を提供すれば、後に債務の不存在が確定しても情報提供前の状態に現状回復できないという意味で、満足的保全処分の性質を有する。ことに、海外資産の開示命令については、Ashtiani 事件において Dillon 裁判官が指摘したように、本来マリーバ・インジャンクションによって債権者が得られる以上の地位を債権者に与える可能性がある。従って、保全段階での海外資産開示命令が仮に認められるとしても、それには債務者保護のための十分な配慮がなされていなければならないであろう。

4　保全段階における世界的資産開示命令の誕生と債務者の保護

(1)　Babanaft International Company S. A. v. Bassatne and another

一九八八年の六月から七月にかけて、英国の控訴院は、海外資産の保全的凍結を目的とするいわゆるワールドワイド・マリーバ・インジャンクションが認められることを判例上確立する一連の判決を行った。その端緒となったのが、同年六月二九日の Babanaft International Company S. A. v. Bassatne and another（以下、「Babanaft」事件という）[28] である。

この事件は、Babanaft 社が被った損害について、同社の財産保全管理人（receiver）から同社の取締役であった

Bassatne らに対して責任追求がなされたという事案であり、本案訴訟において一五〇〇万USドルを超える債務の支払いを命じる判決が確定した。ところが、Bassatne は、世界的な規模で石油貿易業を行なっており、英国のほかに、ギリシア、パナマ、リベリア、オランダ、スイス、アンティル諸島などに資産を有する可能性があったが、そうした資産については、その種類、所有名義、管理状態などについて情報を得ることが困難であった。特に、これらの国では持参人払式株式が常態であるため、会社の株式について所有者を追跡することはほとんど不可能であり、また現地法人の取締役についても、現地の弁護士などが名目上の取締役になる例が多く、実質取締役の確知は困難であった。

こうした事案において、裁判所は Babanaft 社の申立てに基づいて、最高法院規則四八条に従い、Bassatne らが全世界に有する資産の開示とそれらの資産に関する口頭尋問を許可する命令を認めた。この資産開示命令は、資産の所在国がどこであるかを問わず、およそ被申立人が全世界に有する資産について、その開示を求めるものであった。そのため、このタイプの海外資産開示命令は、「世界的資産開示命令（Worldwide Disclosure Order）」と呼ばれるようになった。裁判所は、同時に、一九八一年最高法院法三七条一項に基づいて、Bassatne らの国内資産に対するマリーバ・インジャンクションを認め、さらに、その後の申立てに基づいて、海外資産に対するマリーバ・インジャンクションも併せて認めている。[29] これらの原審の判決のうち、ワールドワイド・マリーバ・インジャンクションに関しては控訴院に上訴がなされたが、世界的資産開示命令については上訴がなされなかった。しかし、控訴院の三人の裁判官は、それぞれの立場で世界的資産開示命令の問題を取り上げ、これについて意見を述べている（本件は、本案判決後にワールドワイド・マリーバ・インジャンクションが申し立てられた事件であることに注意する必要がある）。

Neill 裁判官は、本案判決後の資産開示命令が最高法院規則四八条に基づいて認められることは、Interpool Ltd. v. Galani 事件において確認されたところであり、また、本案判決を得ているが最高法院規則四八条に基づく資産開示

命令は認められない場合に、一九八一年最高法院法三七条一項に基づいて領域外の資産開示命令が認められることは、Maclaine Watson & Co. Ltd. v. International Tin Council (No. 2) 事件で確認されているとして、原審で認められた世界的資産開示命令が制定法上の根拠を有することを明言する。

Kerr 裁判官は、Ashtiani 事件における Dillon 裁判官の見解に言及し、同裁判官の見解に対して異論を述べる。すなわち、Dillon 裁判官は、Ashtiani 事件における傍論で、「裁判所は、世界的資産開示を命ずるにあたって、許可なく開示された情報を使用しない旨の誓約を申立人に対して要求するべきである」という提案を行ったが、Kerr 裁判官は、以下のような理由で、このような一般原則を立てることは誤りであるとする。[30]

① このような誓約を要求することは、申立人が本来外国においてとり得る司法上の救済に対する余計な干渉である。ブリュッセル条約二四条は、締約国相互間で他の締約国における保全処分の申立てを保障しているが、[31] Dillon 裁判官の言うような誓約を要求すると、この条約の趣旨は没却されてしまう。

② 緊急を要する事件において、マリーバ・インジャンクションによる効果的な救済が求められている場合に、これを不当に妨害するものである。

これに対して、Ashtiani 事件の担当裁判官でもあった Nicholls 裁判官は、Kerr 裁判官とは立場を異にした見解を述べている。同裁判官は、Ashtiani 事件における Dillon 裁判官の見解[32]に賛成し、次のように述べる。

① 海外資産に関して裁判所が強制的に開示を命じた情報については、裁判所がその利用に関してもコントロールを行使できなければならない。なぜなら、開示された情報は、申立人によって被申立人に不利な形で利用されるおそれが常に存在するからである。また、次のような不都合も生じる。国によっては、国内にある資産が存在するという事実のみをもって、その資産の所有者に対する裁判権を認めることがある。しかし、その場合でも、裁判権の及ぶ範囲が当該資産の価値の限度に制限されている場合と、そのような資産価値に関係なく裁判権が及ぶとされる場合とが

ある。これらは、国によって異なることもあるし、一国内の法令によって、あるいは裁判所の裁量によって異なることもある。そうすると、海外資産に関する情報の開示命令が招来する結果は、本案判決前であると後であるとを問わず、英国裁判所にとって必ずしも予想ができない。その結果、海外資産の開示命令を出す際には意図しなかった結果が生じることも少なくないであろう。従って、このような点からも、海外資産開示命令の結果得られた情報について裁判所がコントロールできるようにしておくことは不可欠である。もちろん、可能な場合には、被申立人による情報の開示に先立ち開示命令を発令する段階で、申立人が海外で情報を利用できる場合を具体的に開示命令の中に記載しておくべきである。つまり、情報が開示された後のコントロールではなく、開示前のコントロールの方がより望ましい。しかし、こうしたことができる場合とは、裁判所が被申立人の海外資産および海外での司法手続について、事前にある程度の知識を有している場合に限られる。従って、情報が開示された後のコントロールの問題は避けて通れない。このようなことから、Dillon 裁判官が Ashtiani 事件において示唆した申立人の誓約は、やはり必要である。

② 情報開示命令を考察する際に常に念頭に置かなくてはならないのは、情報というものの不可逆的(irreversible)性質である。すなわち、情報というものは、ひとたび開示されてしまうと、開示前の元の状態に戻すことができないという意味で、誤った開示命令に対する適切な現状回復措置が存在しない。また、情報には伝播力があるが、英国裁判所にコントロール可能なのは、第一次情報受領者になる申立人のみである。従って、海外資産に対する情報開示命令を出す前に、申立人が情報の利用に関する裁判所の命令に従うべき地位にあるかどうかを十分に確認しておく必要がある。特に問題となるのは、申立人が英国内に住所を有していない場合である。この場合には、裁判所が情報開示命令を出す際に、申立人が誓約に従って行動することを確保するために裁判所が申立人をコントロールしうる立場を有していると思える事情がなければならない。たとえば、申立人が英国裁判所の管轄に服するかどうかなどである。

右の Nicholls 裁判官の指摘は、Babanaft 事件の直後に決定のあった Republic of Haiti and others v. Duvalier

and others において、早くも争点のひとつになった。

(2) Republic of Haiti and others v. Duvalier and others

Republic of Haiti and others v. Duvaliers and others（以下、「Duvalier事件」という）[33] の申立人は、ハイチ共和国政府であり、被申立人は、一九七一年から一九八六年二月七日までハイチの大統領であったジャン・クロード・デュバリエ（Jean-Claude Duvalier）と彼の一族である。デュバリエ一族は、デュバリエの解任後、フランスに在住していた。ハイチ共和国は、デュバリエ一族が少なくとも一億二〇〇〇万USドルを一九七一年から一九八六年までの間に国家から着服したとして、その返還を求める訴えを一九八六年にフランスにおいて提起した。一九八八年六月、ハイチ共和国は、フランスにおける本案訴訟の実効性を担保するため、英国の高等法院内の商事法廷（Commercial Court）に対してワールドワイド・マリーバ・インジャンクションを求め、これとあわせて資産開示命令の申立てを行った。高等法院は、デュバリエ一族に対して、ワールドワイド・マリーバ・インジャンクションを命じるとともに、その有する資産の種類、所在場所、評価額について情報を開示することを求める世界的資産開示命令を認めた。このワールドワイド・マリーバ・インジャンクションに対してデュバリエ一族側が上訴したが、控訴院は原判決を維持して上訴を棄却したというのが本件のあらましである。[34]

このように、ハイチ共和国政府は、本案訴訟をフランスで提起したにもかかわらず、保全手続については英国の制度を利用した。その主たる理由は、デュバリエ一族が着服した資産の所在について、確かな情報を持っていなかった点にあるものと思われる。すなわち、ハイチ共和国政府としては、発令段階で資産の特定を要しないワールドワイド・マリーバ・インジャンクションの利点と、世界的資産開示命令による海外資産の探知能力に期待をかけたようである。[35]

控訴院の判決書の中で、世界的資産開示命令の将来の運用について検討に値すると思われる意見が見られる。それ

は、Staughton 裁判官の次のような説示である。[36] ハイチ共和国政府は、世界的資産開示命令を申し立てるにあたって、裁判所の許可がない限り開示によって得られた情報を利用しない旨の誓約をなしている。そして、その後三回にわたって裁判所に許可を求め、現実に使用の許可を得ている。しかし、このような誓約には意味がなかった。なぜなら、仮にハイチ共和国政府が誓約に違反した場合、英国裁判所は同政府に対して制裁を課す手段を有していないからである。Babanaft 事件において、Nicholls 裁判官は、申立人が誓約に従うことを保証するために、裁判所が申立人に対して十分なコントロールを有していると確信できるような事情が必要であると述べたが、Duvalier 事件においてまさにこの点が現実の問題として登場してきたのである。

固有の主権を有する外国の国家機関であるハイチ共和国政府に対し、英国裁判所が何らかの制裁を課すことは、法的にはきわめて困難である。もちろん、技術的には、銀行保証（bank guarantee）を要求することにより、間接的に制裁を与えることもできないではない。たとえば、同政府が誓約をする時点で銀行などの第三者による保証を要求し、同政府が誓約違反を犯した場合には当該銀行が巨額の金銭支払義務を負うなどである。この場合には、英国裁判所は銀行に対して強制履行を命じることができ、銀行はハイチ共和国政府に対して求償を求めることになる。しかし、Staughton 裁判官は、他の主権国家に対してこのようなことを要求することの妥当性に疑問を呈している。[37]

右のような銀行保証などが技術的には可能であるとしても、現実問題として外国政府に対し法的強制力を行使することは不可能に近い。Duvalier 事件においても、ハイチ共和国政府を英国裁判所のコントロールに服せしめる法的手段はなかったと言ってよいであろう。そうであるならば、本件では同政府の申し立てた資産開示命令を認めるべきではなかった。あるいは、申立人が外国政府などのような公的機関である場合、開示命令で得られた情報が適正に行使されるであろうという信頼が働くという議論があるかもしれない。しかし、申立人が誰であるかによって世界的資産開示命令の拒否を論ずるのは、基準として不明確にすぎるであろう。

(3) Derby & Co. Ltd. and others v. Weldon and others

渉外的民事保全命令であるワールドワイド・マリーバ・インジャンクションの付随命令として、世界的資産開示命令が認められることを明確に宣言したのは、一九八八年七月の Derby & Co. Ltd. and others v. Weldon and others 事件[38]である。

申立人である Derby & Co. Ltd. らは、ある大きな企業グループを構成する全会社であり、被申立人である Weldon らは、かつてそれらの会社の取締役であった。一九八七年六月、Derby & Co. Ltd. らは Weldon らに対し、契約違反、過失による不法行為、忠実義務違反、詐欺または共同謀議による詐取などを理由として損害賠償の訴えを提起した。さらに、同年一二月、右訴えの将来の執行を保全するため、Weldon らが保有する法域内及び法域外の資産を凍結するマリーバ・インジャンクションおよび資産開示命令を申し立てた[39]。これに対し、原審は、法域内の資産に対するマリーバ・インジャンクションは認めたが、法域外の資産についてはこれを認めなかった。そこで、Derby & Co. Ltd. らは、控訴院に上訴した。控訴院は、海外資産に対するマリーバ・インジャンクションを否定した原判決を取り消して、ワールドワイド・タイプのマリーバ・インジャンクションを認めるとともに、その補助命令として、法域外の資産の所在と評価額を宣誓供述書により開示することを命じた。

この判決において、Nicholls 裁判官 (Ashtiani 事件および Duvalier 事件においても合議体の一員) は、「英国裁判所はイングランドおよびウェールズ以外に存在する資産に関して開示命令を出す権原がある」と明確に述べた。そして、保全手続段階で世界的資産開示命令を認めた先例として Duvalier 事件を、本執行手続段階における先例として Interpool 事件と Maclaine Watson 事件をあげている[40]。そして、前者の世界的資産開示命令が、ワールドワイド・マリーバ・インジャンクションを効果的にするための補助の位置に留まることをも明言している[41]。また、Derby & Co. Ltd. らは、英国裁判所の許可がない限り、開示情報を海外での手続で利用しない旨の誓約を行った。これについて、控訴

院は、「強制的に開示させられた情報が濫用され、世界のどこかの裁判所において、より経済力のある当事者が提起した司法手続によって被申立人が苦しめられ、または不当な圧迫を受けないように、被申立人に対する合理的な保護が命令の中に組み入れられ」[42]たと評価している。これにより、こうした誓約が申立人によりなされることが、世界的資産開示命令の必要条件であるとの実務が定着してきた。

四　簡単な展望

保全執行であると本執行であるとを問わず、およそ民事執行が問題になる局面では、対象資産が適切に把握されていなければその実効性は期しがたい。ことに、資産の保有形態が複雑化している現代にあって、債務者の資産探索の負担を債権者の自助努力のみに委ねることには問題がある。狡猾な債務者の資産隠匿を可能な限り防止するために、我が国においても、適切な資産開示のための制度が導入されるべきであると思われる。その際、開示の対象を海外資産にまで広げることと、これにより債務者が被る可能性のある負担を可及的に軽減することの双方が、十分に検討されるべきであろう。

ただし、保全段階においては債務者の債務は未だ本案訴訟で確定していないのであるから、被保全債権の存在と保全の必要性がよほど高度な場合でなければ資産開示命令を認めるべきではない。また、資産開示命令を認めてよい場合でも、債権者の側は得られた情報をなるべく有効に利用しようとするであろうから、開示情報が保全以外の目的に利用されないような措置が十分に講じられていなければならない。その際、Ashtiani 事件において Dillon 裁判官が示唆し、その後の Babanaft 事件、Duvalier 事件、Derby 事件などにおいて基本的に支持された「海外資産開示命令の申立人は、被申立人の開示によって得られた情報につき、被申立人の同意または発令裁判所の許可を得ない限り、

これを外国において使用しない旨の誓約をしなければならない」という条件は、参考になるものと思われる。さらに、この条件との関連で忘れてはならないのは、Nicholls 裁判官により適切に指摘されたように、このような誓約が現実に履行されるような状況が存在しなければならず、あるいはそのような状況作出のための措置が講じられるべきであるということである。そして、誓約の確実な履行が危ぶまれる場合には、資産開示命令そのものを認めるべきではないと解する。

Kerr 裁判官は、Babanaft 事件判決において、このような誓約を課すことは国際民事保全の緊急性を阻害するとして批判する。しかし、こうした誓約を課すことは、開示情報を利用して外国の差押手続に訴えるなど国際保全手段の範囲を越えた債権者の行動を制肘するものであり、このような批判は的外れであろう。むしろ、私見としては、このような誓約が明示でなされていない場合でも、申立人の意思の合理的な解釈として、申立人は開示情報を資産開示命令を申し立てた理由以外の目的には使用しないという黙示の約束をしているものと扱うべきであると解する。このような黙示の約束は、その性質上世界的資産開示命令の場合と国内資産の開示命令の場合とを問わないから、いずれの場合にも資産開示命令の申立人はこうした黙示の約束に拘束されるものと解すべきである。

(1) 本稿において「英国」というときは、United Kingdom のうちの「England and Wales」を指すものとする。

(2) 拙稿「渉外的民事保全手段の新たな可能性——英国判例法が創設したワールドワイド・マリーバ・インジャンクションの評価と検討を通して——」法学研究六五巻四号五七頁以下・同五号二五頁以下。

(3) 「マリーバ・インジャンクション」は、民事保全の機能を営むインジャンクションを指す俗称である。従って、「Mareva」の名の下に包摂されるインジャンクションの外延は、必ずしも明確ではない。他方で、「資産開示命令」もまた一定のタイプのインジャンクションの総称である。筆者の印象では、「マリーバ・インジャンクション」という言葉は、債務者の資産を仮に凍結する不作為命令の意味のみで使われる場合（狭義）と、さらに付随命令としての資産開示命令をも含めて使われる場合（広義）とがあるように思われる。本稿では、混同を避けるための狭義の用法に従い、「マリーバ・インジャンクション」と

「資産開示命令」は別個の概念として用いる。

(4) わずかに、民事執行法一四七条（民事執行法制定前は、民事訴訟法旧六〇九条）の「第三債務者の陳述の催告」が、債権執行の場合における資産開示に準じた機能を営む。

(5) 石川明「執行における財産開示制度の導入について」ドイツ強制執行法研究一頁（一九七七）

(6) Babanaft International Co. S. A. v. Bassatne and another [1989] 2 W. L. R. 232, CA; Republic of Haiti and others v. Duvalier and others [1989] 2 W. L. R. 261, CA; Derby & Co. Ltd. and others v. Weldon and others [1989] 2 W. L. R. 276, CA. その他、詳細については、拙稿・前掲注(2)参照。

(7) ペーター・シュロッサー、坂原正夫＝越山和広（共訳）「領域外的な作用を有する仮の権利保護についての近時の諸問題」法学研究六四巻九号一一〇頁参照。

(8) たとえば、命令主文における対象資産を指示する文言として、「単独名義たると共同名義たるとを問わず被申立人のあらゆる資産（whatsoever with any of his assets whether held in his own name or jointly with any other person or persons）」などの表現が使われることが多い。

(9) CBS United Kingdom Ltd. v. Lambert and another [1983] 1 Ch. 37; PCW (Underwriting Agencies) Ltd. v. Dixon [1983] 2 All E. R. 158 at p. 166; *See* Collins, *The Territorial Reach of Mareva Injunctions*, 105 The Law Quarterly Review 262, at p. 267.

(10) Bekhor v. Bilton [1981] 1 Q. B. 923, at p. 935; Ashtiani v. Kashi [1987] 1 Q. B. 888, at p. 901.

(11) *See* Louise Edwards, *The Development of Mareva Injunctions Relating to Assets Worldwide*, [1988/89] 7 Oil and Gas Law and Taxation Review 187, at p. 189.

(12) [1983] 1 Ch. 37, CA.

(13) [1983] 2 All E. R. 158, at p. 166.

(14) [1987] 1 Q. B. 888, at p. 898.

(15) [1987] 1 Q. B. 888.

(16) Ashtiani 事件判決がワールドワイド・マリーバ・インジャンクションを否定した経緯の詳細については、拙稿・前掲注(2)参照。

(17) *Id.* at p. 901–902.

(18) *Id.* at p. 903.

(19) [1987] 3 All E.R. 739.

(20) [1987] 3 W.L.R. 1042, CA.

(21) 最高法院規則四八条一項一号の関連部分の内容は、以下のとおりである。

"Where a person has obtained a judgment or order for the payment by some other person (hereinafter referred to as 'the judgment debtor') of money, the court may, on an application made ex parte by the person entitled to enforce the judgment or order, order the judgment debtor……to attend before such master, registrar or nominated officer as the court may appoint and be orally examined on the questions—(a) whether any and, if so, what debts are owing to the judgment debtor, and (b) whether the judgment debtor has any and, if so, what other property or means of satisfying the judgment or order; and the court may also order the judgment debtor……to produce any books or documents in the possession of the judgment debtor relevant to the questions aforesaid at the time and place appointed for the examination."

(22) [1988] 3 All E.R. 257, at p. 376.

(23) [1987] 3 All E.R. 886, at p. 892, [1987] 1 W.R.L. 1711, at p. 1718.

(24) [1981] 2 All E.R. 565.

(25) [1987] 2 All E.R. 981, [1987] 3 W.L.R. 1042.

(26) 一九八一年最高法院三七条一項の規定は、以下のとおりである。

"The High Court may by order (whether interlocutory or final) grant an injunction or appoint a receiver in all cases in which it appears to the court to be just and covenient to do so."

(27) *See* Dr Peter Kaye, *Powers of disclosure of foreign assets in the English courts*, New Law Journal, June 23, 1989, 875.

(28) [1989] 2 W.L.R. 232, CA.

(29) その他の詳細については、拙稿・前掲注(2)参照。

(30) [1989] 2 W.L.R. 232, at p. 247.

(31) ブリュッセル条約二四条の規定は、以下のとおりである。

「締約国の法律により認められる、保全を目的とするものをも含む仮の処分は、その国の裁判所に対し、その申立をなすこと

ができる。この条約の規定によれば、本案について他の締約国裁判所が管轄を有するときも、また同じである。」

以上の訳については、岡本善八「一九七八年『拡大EEC判決執行条約』（一・二完）」同志社法学三一巻二号八一頁・三一巻三号一二九頁（一九七九）によった。

(32) [1987] 1 Q.B. 888, 901-902.

(33) [1989] 2 W.L.R. 261, CA.

(34) Duvalier 事件の詳細については、拙稿・前掲注(2)参照。

(35) [1989] 2 W.L.R. 261, at p. 271.

(36) *Id.* at p.273-274.

(37) *Id.* at p. 274.

(38) [1989] 2 W.L.R. 276, CA.

(39) Derby 事件に関するその他の詳細については、拙稿・前掲注(2)参照。

(40) [1989] 2 W.L.R. at p. 284.

(41) *Id.* at p. 285, D.

(42) *Id.* at p. 285, E-F.